

# NEWS RELEASE

THE SHIMIZU BANK,LTD.

令和2年9月28日

株式会社 清水銀行

## しみず後見制度支援預金の取扱開始について

清水銀行(頭取 岩山 靖宏)では、後見制度を利用される方を対象とした「しみず後見制度支援預金」の取扱いを開始いたします。

本預金は後見制度を利用されるお客さまの日常的に使用しない金銭を別管理し、家庭裁判所の指示書に基づき取扱うことで、お客さまの金融資産を安全にお守りするものです。

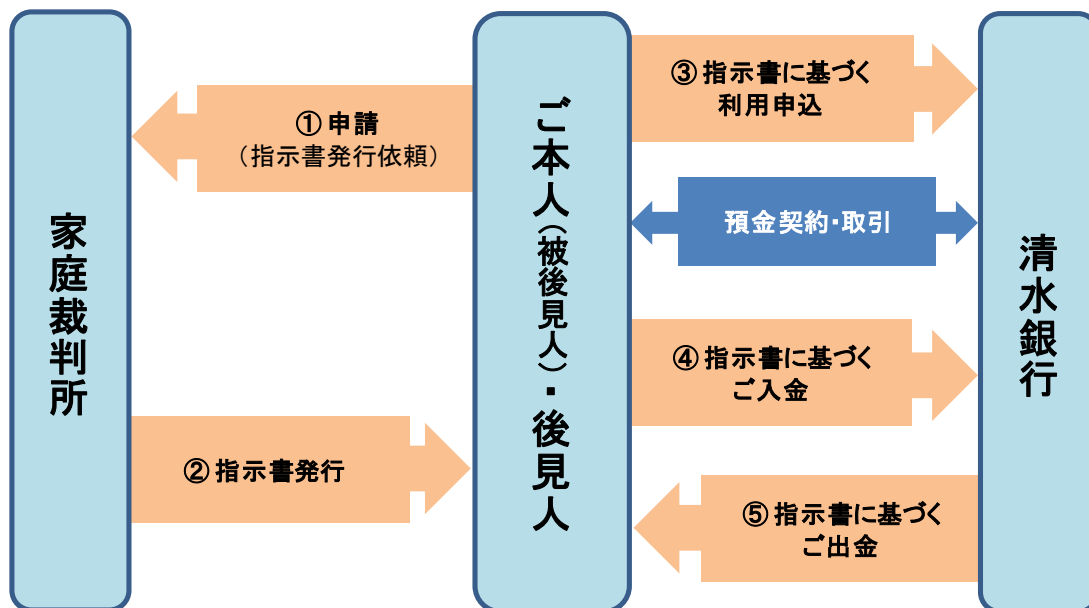
### 1. 取扱開始日

令和2年10月1日(木)

### 2. 後見制度支援預金とは

後見制度を利用されるお客さま(被後見人)の財産のうち、日常生活に必要な金銭とは別に、普段使用しない金銭を別口座(後見制度支援預金)で管理し、家庭裁判所の発行する指示書に基づく取引に限定して取扱うことで、後見人さまの財産の管理にかかる不測のトラブル等を防止します。

### 3. 後見制度支援預金ご利用のイメージ



#### 4. 商品の内容

商品名	・しみず後見制度支援預金
預金種類	・普通預金（または決済用普通預金）
利用対象者	・後見人が選定されている成年被後見人または未成年被後見人で、静岡県内の家庭裁判所から後見制度支援預金の利用について指示書の交付を受けた個人のお客さま
お預入れ方法	・口座を開設いただいた店舗のみでお預入れいただけます。 ・家庭裁判所から交付を受けた指示書によりお預入れいただけます。
払戻し方法	・口座を開設いただいた店舗のみでの払戻しとなります。 ・家庭裁判所から交付を受けた指示書により払戻しいたします。 （口座を解約される場合も家庭裁判所の指示書が必要となります。）
利息	・普通預金利息（決済用普通預金の場合は無利息）
付加できる特約	・生活資金等の管理用口座に定期的な送金を行う場合、家庭裁判所の指示書に基づき定額自動送金の利用、金額・サイクルの変更が可能です。
手数料	・口座開設手数料：11,000円（消費税込）
制限事項	・以下の取引・サービス等のご利用いただけません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢キャッシュカードの発行、ATMでのお取引</li> <li>➢公共料金・その他各種代金等の口座振替</li> <li>➢給料・年金・配当金・償還金等の自動受取</li> <li>➢しみずダイレクトバンキングサービス</li> <li>➢少額貯蓄非課税制度（マル優）</li> </ul>
取扱店舗	清水みなとインターネット支店を除く静岡県内店舗

※詳細は商品概要説明書をご確認願います。

<ニュースリリースに関するお問い合わせ>

清水銀行 事務部 054-363-6111

支店営業部 054-366-9990



清水銀行

## 商品概要説明書（後見制度支援預金）

(株) 清水銀行  
(令和2年10月1日現在)

1. 商品名	・しみず後見制度支援預金
2. 預金種類	・普通預金（決済用普通預金もご利用になれます。）
3. 販売対象	・後見人が選定されている成年被後見人または未成年被後見人で、静岡県内の家庭裁判所から後見制度支援預金の利用について指示書の交付を受けた個人のお客さま
4. 期間	・期間の定めはありません。
5. 口座開設方法	・家庭裁判所から交付を受けた指示書によりお取扱いいたします。 ・口座開設は被後見人おひとり様につき1口座のみとなります。
6. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・口座を開設いただいた店舗のみでお預け入れいただけます。 ・家庭裁判所から交付を受けた指示書によりお預け入れいただけます。 ・家庭裁判所から交付を受けた指示書記載の金額（1円以上） ・1円単位
7. 払戻 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額	・口座を開設いただいた店舗のみでの払戻しとなります。 ・家庭裁判所から交付を受けた指示書により払戻しいたします。 （口座を解約される場合も家庭裁判所の指示書が必要となります。） ・家庭裁判所から交付を受けた指示書記載の金額
8. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・変動金利。毎日の店頭表示の普通預金の利率を適用します。（但し、決済用普通預金をご利用の場合は無利息となります。） ・毎年2月と8月の当行所定の日にお支払します。 （ただし口座を解約される場合は、解約時にお支払いいたします） ・毎日の最終残高（証券類の金額は決済されるまでこの金額から除きます）の1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割により計算します。 ・20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)が適用されます。 ※利子所得に係る税率は、原則20%(国税15%、地方税5%)ですが、平成25年1月1日から令和19年12月31日までは、所得税額(国税15%)に対して2.1%の復興特別所得税が付加されます。 ・店頭備え付けの金利ボードに表示しています。詳しくは窓口でお問い合わせください。
9. 手数料	・口座開設手数料：11,000円(消費税込) ・生活資金等の管理用口座への定期的な送金を行う場合、当行所定の手数料（定額自動送金取扱手数料および振込手数料）をいただきます。なお手数料につきましては窓口でお問い合わせください。
10. 付加できる特約事項	・家庭裁判所の指示書に基づき定額自動送金サービスを申し込むことができます。
11. 預金保険保護区分	・預金保険法の対象となります。他の預金（決済用の預金を除く）と合算して元本1,000万円までとその利息が保護されます。
12. その他参考となる事項	・以下の取引・サービス等のご利用いただけません。 ➢キャッシュカードの発行、ATMでのお取引 ➢公共料金・その他各種代金等の口座振替

## 商品概要説明書（後見制度支援預金）

（株）清水銀行  
（令和2年10月1日現在）

	<ul style="list-style-type: none"><li>➤給料・年金・配当金・償還金等の自動受取</li><li>➤しみずダイレクトバンキングサービス</li><li>➤少額貯蓄非課税制度（マル優）</li><li>・口座開設は静岡県内店舗に限ります。</li></ul>
13. 契約している 指定紛争解決 機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</li></ul>